



## 税務情報

### 経済産業省 — 人材確保等促進税制及び研究開発税制に関する情報の公表

#### 1. 人材確保等促進税制に関するガイドブック及び Q&A 集の公表

2021 年度税制改正では、賃上げ及び投資の促進に係る税制について見直しが行われました。コロナ禍において労働者を取り巻く環境が大きく変化し、企業の採用状況が悪化している現況を踏まえ、大企業向けの制度については、設備投資の要件が撤廃され、事業や構造を変革する新たな人材の獲得及び人材育成の強化に着目した制度（人材確保等促進税制）に改正されました。

人材確保等促進税制では、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、その新規雇用者に対する給与の一定割合を税額控除できる制度とされており、2021 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度について適用することとされています<sup>(\*)</sup>。

経済産業省は 5 月 31 日、この新たな人材確保等促進税制について、以下の 2 つの資料を公表しました。

#### ■ [「人材確保等促進税制」御利用ガイドブック](#) (PDF 1,744KB)

このガイドブックでは、人材確保等促進税制のポイントや用語の定義、制度の詳細などが分かりやすく解説されています。

たとえば、制度の詳細では、適用要件の判定が具体的な計算例を用いて解説されている (P.5) ほか、その適用要件の判定の際に使用する「新規雇用者給与等支給額」の算定の考え方についても、複数のパターンを示して説明されています (P.6)。

また、「新規雇用者給与等支給額」や税額控除の対象となる「控除対象新規雇用者給与等支給額」からは、「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」を控除することとされていますが、その「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」の具体例も示されています (P.7)。

#### ■ [「人材確保等促進税制」よくある御質問 Q&A 集](#) (PDF 578KB)

この Q&A 集では、用語の定義や税額控除の要件などが、全 61 問の Q&A を通して解説されています。

なお、中小企業向けの制度（所得拡大促進税制）についても 2021 年度税制改正において見直しが行われていますが<sup>(\*)</sup>、その制度の詳細を説明する資料は、後日、中小企業庁の以下のウェブサイトに掲載される予定です。

[積極的な賃上げや雇用増に取り組む企業を応援します（中小企業向け所得拡大促進税制（令和 3 年 4 月 1 日以降））](#)

<sup>(\*)</sup> 2021 年度税制改正後の人材確保等促進税制（大企業向け）及び所得拡大促進税制（中小企業向け）の制度の概要については、2020 年 12 月 18 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter「[2021 年度税制改正大綱](#)」の「1.6.賃上げ及び投資の促進に係る税制」においてご紹介しています。

## 2. 「研究開発税制の概要と令和 3 年度税制改正について」の公表

経済産業省は、[「研究開発税制について」](#)のページに、以下の資料を公表しました。

### ■ [研究開発税制の概要と令和 3 年度税制改正について](#)（PDF 2,257KB）

経済産業省は、3 月 9 日に上記資料の暫定版（「研究開発税制の概要と令和 3 年度税制改正（案）について」）を公表していますが<sup>(\*)</sup>、今回公表された確定版（全 39 ページ）では、「1. 研究開発税制概要」（P.2～23）が 2021 年度税制改正を反映した内容に更新されています。

なお、2021 年度税制改正では、経済産業省が公表している特別試験研究費税額控除制度ガイドラインも改訂されることが予定されていますが、現時点でまだ改訂は行われていません。

<sup>(\*)</sup> e-Tax News No.223「[経済産業省 一 『研究開発税制の概要と令和 3 年度税制改正（案）について』の公表](#)」（2021 年 3 月 10 日発行）にてお知らせしています。

**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.